社会福祉法人　対馬市社会福祉協議会

チャイルドシート貸与規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するチャイルドシート（以下「シート」という。）の管理及びその使用について必要な事項を定め、自動車同乗中の乳幼児の交通安全並びに子育て家庭への福祉の増進に資することを目的する。

（対象者）

第２条　この事業の対象者は、次に揚げる要件を満たす者とする。

（１）対馬市内に住所を有し、又はその親族が里帰り等で一時的に同居している者

（２）養育又は保護する６歳未満の乳幼児を乗車させて自動車を運転する必要がある者

（３）本会の賛助会員である者

（４）前各号に揚げるもののほか、会長が必要と認める者

（貸与の申請）

第３条　このシートの貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、チャイルドシート貸与申請書（様式第１号）を対馬市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出して、許可を受けなければならない。

（貸与の決定）

第４条　会長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、速やかに貸与の可否について決定を行うものとする。

２　会長は、前項により貸与の決定をしたときは、申請者に決定の通知をするとともに、チャイルドシート賃借誓約書（様式第２号）を提出させて貸与するものとする。

（貸与の期間）

第５条　シートの貸与期間は、原則として１か月間とする。但し、改正前の申請については、その期間とする。

（費用の負担）

第６条　シートの貸与を受けた者（以下「借受者」という。）の費用負担は、無料とする。

（使用者の順守事項）

第７条　借受者は、次に揚げる事項を順守しなければならない。

（１）シートを目的に反して使用したり、譲渡、転貸等をしないこと。

（２）貸与を受けたシートは、善良な取り扱いを行わなければならない。

（３）借受者は、利用が終わったときは、シートカバーをクリーニングして速やかに返納しなければならない。

（貸与の取消し）

第８条　会長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸与の決定を取り消すこととし、貸与期間中においても、借受者に返却を命じることができる。

（１）前条に規定する順守事項に違反したとき

（２）前号に揚げるもののほか、会長が指示した事項に従わないとき。

（返却）

第９条　借受者は、次の各号の一に該当するときは、シートを返却しなければならない。

（１）貸与期間が終了したとき。

（２）市外に転出するとき。

（３）その他貸与を必要としなくなったとき。

（管理・保管）

第１０条　このシートは、対馬市社会福祉協議会美津島支所が管理し、保管するものとする。

（弁償）

第１１条　自己の過失により、シートに損害を与えたときは弁償させることができる。

（廃棄）

第１２条　貸与の使用頻度により、シートの汚損や破損が生じ、明らかに貸与に適さないと判断できるものは、廃棄処分を行うものとする。

附　　則

１　この規程は、平成２８年１０月１日より施行する。

２　この規程は、令和７年５月１日から改正実施する。

３　この規程は、令和７年１２月１日から改正実施する。

（様式第１号）

チャイルドシート貸与申請書

年　　月　　日

対馬市社会福祉協議会
会 長　　様

申請者　住所
氏名　　㊞
電話

チャイルドシート貸与規程第３条の規定により、チャイルドシートの貸与を受けたいので次のとおり申請をします。

記

利用の乳幼児（利用者）	氏　名	生年月日	年齢	性別	備考
				男・女	

貸与期間	年　月　日から　年　月　日まで
世帯員の状況	

氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業
	申請者				
	利用者				

※申請時に運転免許証、又は市民であると確認できるものを提示して下さい。

【処理欄】

貸与決定年月日	返却年月日	クリーニング確認日
年　月　日	年　月　日	年　月　日
決裁　印	検　印	検　印

（様式第２号）

チャイルドシート貸与契約書

この契約は、貸与者 社会福祉法人　対馬市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長　「　　」と借受者「　　」 の各々対等な立場における合意に基づいて下記の契約事項に従い無料貸与契約を行い、その証として、契約書を２通作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

契　約　事　項

１　借受者は、貸与されたチャイルドシートを善良な取り扱いを行い、他の目的に反して使用したり、譲渡、転貸等をしてはならない。

２　借受者は、自己の過失によりチャイルドシートの全部若しくは一部をき損し、または滅失した場合には直ちに社協にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

なお、チャイルドシート使用中に発生した事故については、借受者が対処するものとし、その賠償責任を社協に請求することはできない。

３　借受者は、貸与期間が終了する等チャイルドシートを必要としなくなった時は、シートカバーをクリーニングし、速やかに社協に返還しなければならない。

４　上記各項の違反と貸与期間が過ぎた時には、貸与者は返還を命ずることができる。

５　貸与期間は１か月とする。

年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

貸与者　　住　所　長崎県対馬市豊玉町仁位９４番地５

氏　名　社会福祉法人　対馬市社会福祉協議会

会　長　　㊞

借受者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　㊞

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿